

## アメリカにおける消費者法に関する学会及び法と経済学に関する学会紹介

廣瀬 孝壽

### 1. アメリカでの研究手法について

本稿では、アメリカにおける消費者法に関する学会及び法と経済学に関する学会の内、実際に出席した学会の概要を日本国内の研究者・実務家などに紹介することを目的とする。学会で報告又は議論された内容に関しては、公開されているものもあれば非公開のもの（発表前事前報告）もあり、具体的な内容は別稿をもって論じることとしたい。本稿では、学会の構成、議論形式、参加意義など、学会の概要を紹介する。本稿で紹介するアメリカでの研究の期間は、2018年8月から2019年3月の8カ月間（ニューヨーク市立大学在外研究）、2019年6月の一週間（国際消費者法学会報告）及び2019年7月の二週間（シカゴ大学法と経済学暑期講座（コロキア報告））である。最初の8カ月という在外研究機関は、本務校である北九州工業高等専門学校（以下、北九州高専と略記する）<sup>1</sup>の学内業務の事情もあり、限定的な日数であったので、効率的に研究する必要があると考えていた。筆者は民法研究者であり、現在は消費者契約法の経済学的分析を中心に研究しているため、在外研究中は短期間で効率的に消費者法、法と経済学、行動経済学などの調査研究をすることに留意した。本稿が、これらの内のいずれかの分野を専門とする研究者・実務家などの参考になれば幸いである。

ここで、アメリカや国際学会において英語で発表することと法律学研究の高度化との関連性について考察しておきたい。民法研究者である筆者は北九州高専で民法学を研究しているということもあり、国内外の多数の理系の研究者から多大な影響を受けた。最も大きな影響は、英語で執筆して国際学会で発表するということである。理系の場合、例えばH<sub>2</sub>O（水）は世界中どこでもH<sub>2</sub>Oであり、地域によって異なることはなく、もし異なるとすればそれは異なる物質として共通の理解がなされる。理系の場合、英語という単一の言語で表現しても誤解が生じにくいのであろう。ところが、法律学の場合、ドイツにおける「土地に関する権利」と日本における「土地に関する権利」とは同一の概念ではなく、定義や制度が異なるため、H<sub>2</sub>Oのように共通認識を得ることができない。それ故に、法律学者は、各国の言語・文化・歴史を研究し、各国の法を日本語で表現する又は日本の法を各国の言語で

表現する能力を身に付けることが要求されている。多くの日本の法律学研究者は、例えばドイツ法研究であれば、ドイツの言語、文化、歴史などを理解してドイツ語で研究し、それを日本語で日本に紹介することを研究の第一段階として重視し、日本法研究に役立てている。したがって、法律学者は、古代の言語も含めて多種類の言語を修得することが求められており、正確には共通言語として英語を使えないのが現状である<sup>2</sup>。このような状況から、日本の民法研究者である筆者は、北九州高専で研究する以前は日常的に法律学を英語で考えるという研究生生活を送ってこなかった。理系の優秀な研究者が日常的に英語で論文を書き英語で発表していると知ったときは単純に学問分野の相違程度にしか考えていなかったが、しかし、自分自身が初めて国際会議において英語で発表したときに考え方が大きく変わった。まさに「百聞は一見に如かず」であり、お互いに英語圏でない世界中の人々が英語で議論できることに大きな衝撃を受けた。すなわち、英語を話すことができれば世界中の人々と話すことができることは理屈では分かっていたが、実際に英語を話すことによって世界中の情報を実際に収集できてしまったため、多少不正確であったとしても英語で情報交換することは法律学研究者にとっても非常に有益であると実感したのである。研究の高度化に着目した場合、例えば日本と韓国との共同研究会を英語で開催すれば、ドイツ人とも英語で共通の課題について議論することができ、より高度な理論に展開できる可能性が高くなる。法律学の分野においても基本的には国際学会は英語で開催されているようであるので、多くの日本の法律学者が英語で論文を公表し、国際学会で議論することを期待したい。

アメリカでの在外研究期間は限られていたため、アメリカ現地ではかできないことを効率的に実行しようと計画した。したがって、日本で入手できる資料は帰国してから日本で入手する、日本で読めばよいものは帰国してから読むなど、選別しながら研究生生活を送った。ここで最も重要なことは、現地の研究者と知り合いになることではないかと考えた。現代の社会では、インターネット環境を使えば、海外の人と顔を見て話すこともできるし、Eメールで意見交換もでき、資料の送受信もできる。ところが、初対面の知らない人との信頼関係を築くことは容易ではない。この他、多数の人と複雑な議論をして情報収集することも学会や研究会でないと容易ではないため、現地の学会・研究会に参加し、できれば自分自身で発表して意見を聞く必要があると考えた。そして、取

<sup>1</sup> 北九州高専については、おそらく理系の分野では有名であると思われるが、特に法律学の研究者には知られていないと思われるため、簡単に紹介させていただく。北九州高専は、理系の高校と短大の一貫教育と理解していただくとよいと思われる。大学3・4年生に相当する専攻科を含めると、15歳から始まる7年間の理系早期英才教育機関であると認識している。北九州高専の場合、九州大学、九州工業大学などの近隣の大学出身の研究者が多く、これらの理系の研究者が研究し、教授として15歳の英才教育も行っている。

<sup>2</sup> 例えば、EU指令が英語、ドイツ語などの複数の国の言語で公表されることがあるが、それぞれの国のネイティブスピーカーの受け取る認識が完全に一致することは非常に困難であろう。

集する情報として最も重視したのは、第一に、アメリカの最新の研究動向であり、第二に、現在の自分自身の研究内容のアメリカにおける位置付けであった。アメリカに行く前に日本で先輩研究者から貴重なアドバイスをいただいていた。第一に、素直にアメリカの最新の契約法研究を見てきてはどうかというアドバイスをいただいていた。自分の専門以外でも、アメリカで生じた社会問題や新たな理論があれば、素直に入手しようと考えていた。特にアメリカの経済学がどのように進歩的であるのかを具体的に理解しなかったため、ニューヨーク市立大学経済学部の先生方に協力していただき様々な情報をいただき、経済分析を消費者法研究に活用しようと考えた。特に、価格理論を中心としたいくつかの講義に参加させていただいたほか<sup>3</sup>、経済学部主催の研究会(他大学の教授も参加する研究会)にも毎週参加させていただいたことは貴重な経験となり、貴重な情報源となった。日本の先輩研究者からは、第二に、日本で研究してきたことを現地を確認することが大事であるとのアドバイスもいただいていた。アメリカの有名な数名の消費者法研究者、法と経済学研究者及び経済学研究者と連絡を取り、直接お会いしていただき、第一に、アメリカの最新動向、第二に、自分の研究している内容の位置付け及び感想をお聞きした。尚、筆者の経験した限りでは、アメリカの教授はとても親切で、1名のみおそらく本当に不在でお会いできないとの返事があった以外は、すべての教授が直接会って話を聞いてくださった<sup>4</sup>。アメリカの教授の皆様には、本当に親切に対応していただき、心より感謝を申し上げます。

筆者の研究内容として消費者撤回権があるので、消費者撤回権の理論についてアメリカの研究者に話したところ、筆者が研究している理論は現在でも通用するという回答がほとんどであったので、この研究を続けようという確信を得て、国際消費者法学会でも報告することを決めた。特に通信販売における撤回権を研究しているという話をしたところ、新しいタイプの通信販売ビジネスの手法を紹介していただいたほか、日本にない取引方法についても話を聞くことができた。その他、行動経済学は注目されているという話だったので、行動経済学研究も継続する気持ちが強まった。アメリカは購買層が多様で、日本とは異なる取引慣行や文化があるので、消費者及び事業者の多様な心理分析が必要であるとも感じた。行動経済学の教授からもご指導をいただき、心理分析

<sup>3</sup> 例えば、Price Theoryの講義では、人間の行動パターンを分類し、それぞれの法則を数学的に分析して行動を予測する。経済学の優れたところは、数学的に正確かつ詳細な分析をして人間行動を心理学的に予測するところにあると思われる。法律学の分野においても、法律が改正された場合に人々の行動が様々なパターンで変化するのであるから、経済学的な思考及び方法で人間行動を予測することは、法律学においても必要であることを実感した。筆者は、現在は数学的な証明方法に取り組み、分かりやすく論述しようと試みている。

<sup>4</sup> もちろん事前に英文履歴書をお送りして信頼していただくための最低限の礼儀は尽くしたが、やはり直接私を見て話を聞いていただいて私という人間を信頼していただくということが重要であると感じた。

実験や統計的データ収集の必要性も実感できたので、今後アメリカで実験やデータ分析について研究したい。尚、アメリカ滞在中の買物の多くは、現地の通信販売を利用した。実際に日本と異なることもあり、自分自身の心理分析もしつつ、アメリカ国民はどのような心理になりどのように行動するのか研究する必要があると感じた。アメリカの購入者層が多様であるためにアメリカの取引慣行が多様であるというだけでなく、インターネットの普及により取引方法そのものが高度に複雑化・多様化して進化していることを実感できた<sup>5</sup>。

## 2. Consumer Law Scholars Conference (消費者法研究者カンファレンス)

Consumer Law Scholars Conference (消費者法研究者カンファレンス) は、年1回2月頃2日間、カリフォルニア大学バークレー校スクール・オブ・ローで開催される消費者法学会である<sup>6</sup>。筆者は、2019年2月21日・22日に参加した。アメリカ国内の消費者法研究者が最新の研究報告をするレベルの高い学会である。報告者は、前年の10月5日までに未公表の論文のアブストラクトを提出して、査読を受けなければならない。筆者は、主催者のTed Mermin先生に事前にご承諾をいただいてから討論参加者として登録をした。学会は、1時間15分のワークショップが5回あり、参加者は、事前に論文(リンク)が送信されるので、最低5本の論文を読んで討論に参加しなければならない。筆者が参加したときは各回3ルームに分かれていて(全15報告)、どれか一つを選択しなくてはならなかった。毎回約20分の報告後に約1時間の討論が行われた。参加者は76名で、ほとんどがアメリカ国内の教授であったが(筆者はニューヨーク市立大学所属で登録した)、数名の海外からの参加者もあり、ドバイの大学教授とも親しくなった。最新の研究報告を聞き、食事やパーティーのときには海外の研究者と交流を深めることができる有意義な学会であるのに日本人がいなかったため、日本の研究者・実務家にこの学会の存在を伝えたいと思った。

## 3. Law & Economics Center (ロー・アンド・エコノミクス・センター)

ジョージ・メイソン大学アントニン・スカリア・ロー・スクールのロー・アンド・エコノミクス・センターが、毎月数回、ジョージ・メイソン大学又はワシントンDC内の官公庁

<sup>5</sup> 研究者として外国法を紹介する上で、外国で注目されている理論と日本人が注目した理論とを分けて考えるように留意している。文化の異なる外国では日本人では想像できないような理論が生み出されることがあるので、現時点の日本では必要であったとしても日本に紹介する価値はあると思われる。一方、外国法の理論で日本人が気付いた内容は、それが外国人では思いつかないような理論に発展することもあるので、その理論を外国に紹介する価値はあると思われる。

<sup>6</sup> Berkeley Center for Consumer Law & Economic Justice  
<https://www.law.berkeley.edu/research/consumer-law-economic-justice/events/>

の会議室などで開催している法と経済学の学会がある<sup>7</sup>。筆者は、2019年3月22日の「ドローン、無人自動車及びAI」に参加した。学会とは書いたが、毎回約1時間で1報告の小学会である。筆者は、ジョージ・メイソン大学のTodd J. Zywicki先生に紹介していただいてから参加登録をした。筆者が参加したときは、3名の報告者が報告した後に会場の参加者(約50名)との討論が行われた。ワシントンDCにおける法と経済学ということで、大学教授、裁判官、政府関係者などの政策担当者が中心になって高度で政策的な議論が行われている研究会という印象を受けた。このときは、ペーパーの配布はなく、完全に口頭の討論であった。

#### 4. International Association of Consumer Law (国際消費者法学会)

International Association of Consumer Law (国際消費者法学会)は、2年に1回、開催国を変えてカンファレンスを開催している<sup>8</sup>。2019年はアメリカで開催されたので、ここで紹介させていただくこととする。筆者は、2019年6月13日～15日にアメリカのインディアナ大学で開催された第17回カンファレンスで報告を行った<sup>9</sup>。報告者は、前年の12月15日までにアブストラクトを提出して、査読を受けなければならなかった。筆者は早期割引で330ドルの登録料を支払い、パーティーやイベントにも参加して、世界各国の研究者と交流を行った。報告者の他、招待講演者や司会も含めると、80名以上になり、その他の参加者も含めると、世界各国から100名以上は参加していたのではないかと思われる。報告形式は、ワークショップで15分のパワーポイントを使った報告の後に10分の質疑応答という形式であった。筆者の報告に関して、ワークショップでは厳しい質問があったが、終了後に多くの方から親切なコメントをいただき、お褒めの言葉もいただいた。全体的には、各国の法律から国際法まで多種多様なテーマが報告されていた。日本からは、桃山学院大学の田中志津子先生もご報告されており、神戸大学の中川丈久先生も参加されており、現地では多くのご指導をいただいた。先生方には心より感謝を申し上げたい。

#### 5. The University of Chicago Summer Institute in Law & Economics (シカゴ大学法と経済学夏期講座)

The University of Chicago Summer Institute in Law & Economics (シカゴ大学法と経済学夏期講座)は、毎年7月に

2週間、4名のシカゴ大学教授がそれぞれの専門分野で法と経済学の講義を行い、その他にも各種特別講演が行われ、最後にコロキアにおいて参加者が学会形式で報告・討論をしてシカゴ大学教授からコメントをいただけるというインスティテュートである<sup>10</sup>。2019年のテーマは「消費者市場の規制」であり、筆者の研究対象と一致するため、宿泊費・食費を含む参加費は4,250ドルであったが、参加することとした。50名の参加者は、アメリカ以外の世界各国の私法学者、公法学者、経済学者、弁護士、裁判官、政府関係者など、様々であった。年齢層も様々で、基本的には教授レベルであり、講義中も参加者はシカゴ大学教授と積極的に議論していたため、対等な研究者間の討論会(学会)という場面も多かった<sup>11</sup>。日本からは、首都大学東京の顧丹丹先生と京都大学の仲卓真先生が参加されており、お二人とも語学に堪能で、積極的に議論されており、筆者もご指導をいただいた。顧丹丹先生と仲卓真先生には、心より感謝を申し上げたい。筆者は、3月に遅れて参加申込みをしたが、受け付けていただいた。申込み時には、英文履歴書、自己紹介文、アブストラクトなどを提出して、審査を通らなければならない。事務担当者からは、高度な英語能力が必要だと念を押された。開催1カ月前には、事前に読むべき文献として合計500ページ以上の十数本の論文が指定された。筆者は、コロキアでの報告を希望したので、2カ月前までにアブストラクトを送って審査を受けなければならず、審査が通ると、1ヶ月前までに論文を送らなければならなかった。こうして、筆者は、コロキアで「通信販売契約における消費者撤回権の正当化根拠」というタイトルで報告し、この中でOmri Ben-Shahar先生の数学的証明方法も紹介した。すなわち、このインスティテュートの中心人物であり講義担当者であるOmri Ben-Shahar先生の前で、筆者はOmri Ben-Shahar先生の理論を解説したのである。これまで、筆者は、外国人研究者の理論を日本に紹介してきたが、本人の目の前で紹介手法を説明することは初めてであったし、理論の理解が間違えてはいないかと心配ではあったが、Omri Ben-Shahar先生にご指導していただくのが最良であると考え、勇気を振り絞って報告した。Omri Ben-Shahar先生には、厳しくも温かくご指導をしていただき、特に、行動経済学的分析の活用の部分で先生ご自身の分析を説明していただいた。Omri Ben-Shahar先生は、ランチのときなどに過去の日本人参加者でいらっしゃる金山直樹先生の話をしており、同じ日本人である筆者にも親切に対応してくださった。Omri Ben-Shahar先生とは帰国後の現在もメールなどで情報交換をさせていただいており、心より感謝を申し上げたい。

(2019年11月5日 受理)

<sup>7</sup> Law & Economics Center

<https://masonlec.org/>

<sup>8</sup> International Association of Consumer Law

<https://www.iacl.net.au/>

<sup>9</sup> “A Behavioral Economic Analysis of Consumer Withdrawal Rights in the USA, EU, and Japan”というタイトルで報告し、学会後に論文を修正してインディアナ大学の論文集に提出した(この原稿の執筆時点では未発行)。

<sup>10</sup> The University of Chicago Law School

<https://www.law.uchicago.edu/summerinstitute>

<sup>11</sup> 毎年、主要テーマや担当教授は異なるが、詳しくは、金山直樹=得津晶=藤森裕美「シカゴ・ローエコ見聞録—シカゴ大学夏期セミナーについて(上)」書齋の窓642号(2015年)4～13頁、「同(下)」書齋の窓643号(2016年)11～17頁などにおいて紹介されている。